

柳井市都市計画審議会【議事録】

と き 令和5年2月16日（火） 13時30分から14時40分

ところ 柳井市役所3階大会議室

（建設部長）

皆さんこんにちは。私は建設部長の宮本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。開会に当たりまして、井原市長がご挨拶申し上げます。

（柳井市長）

こんにちは。本日は1年ぶりの開催となりましたが、柳井市都市計画審議会を開催ということで、皆様方それぞれお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から市政全般にわたりまして深いご理解と多大なるご協力をいただいております。心からお礼を申し上げたいと思います。本当にいつもありがとうございます。

さて、本日この会議でご審議いただきます議案でございますが、柳井都市計画下水道の変更についてということになります。

ご承知のとおり、本市の公共下水道については県内でも随分後発でございまして、昭和61年に中心市街地を含む約65haを排水区域として都市計画決定しております。それ以降区域を拡大しておりまして、現在の排水区域面積は約744haということで、鋭意整備を進めてまいったところでございます。

こうした中、昨年、柳井市汚水処理施設整備構想の見直しを行っておりまして、この中で公共下水道の計画区域につきまして区域を縮小する方針と定めております。この方針に基づきまして、本日は公共下水道排水区域のうち、汚水処理区域について変更することについて、ご審議をいただくものでございます。

詳しい内容につきましては、後ほど担当の方から説明をさせていただきます。

本日はこれだけの皆様がお集まりいただいております。人口減少という、どの町も抱える大きな課題がある中で、積極的に攻めていく、挑戦していく部分と、時代に対応するために備えていく部分とがあると思います。この両面に挑んでいく上で、本日の議論が実のあるものとなるようご協力のお願ひをさせていただきまして、挨拶とさせていただきます。本日もどうかよろしくお願ひ致します。

（建設部長）

それでは最初に本日の配布資料の確認をいたしたいと存じます。資料は4種類でございます。

一つ目は、右上に資料編と記載されましたもので、議事次第や席次表、委員名簿等でございます。

二つ目は、事前にご送付申し上げました議案書A4版横の冊子でございます。お持ちでな

い方は後ほどお申し出いただければご用意します。

三つ目は、右上に議事資料と記載されました、A4版横のカラー刷りのもので、本日の議案説明の資料でございます。

四つ目は、右上に報告事項と記載されましたA4版縦のカラー刷りのもので、報告事項の際の資料でございます。ご確認をお願いします。

また、お手元にマイクを1本ずつお配りしております。発言の際は、お手数ですがスイッチを入れていただきまして、発言が終わりましたら、その都度スイッチをお切りくださいますようお願い致します。

本日の議事は、資料編にございます議事次第のとおりでございます。全体の会議の終了時刻は15時を予定させていただいております。

それでは、議事次第の2、委員の紹介に移らせていただきます。資料編の2ページ目でございます委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

まず、最初に山口県議会議員 有近委員でございます。

(有近委員)

皆さん、お世話になります。

(建設部長)

続きまして、山口大学非常勤講師の村上委員でございます。

(村上委員)

村上です。よろしく申し上げます。

(建設部長)

続きまして、徳山工業高等専門学校准教授の目山委員でございますが、本日は所用によりご欠席でございます。

続きまして、柳井市農業委員の槇本委員でございます。

(槇本委員)

よろしく申し上げます。

(建設部長)

続きまして、前柳井商工会議所専務理事の下村委員でございます。

(下村渉委員)

下村でございます。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の岩田委員でございます。

(岩田委員)

よろしく申し上げます。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の君国委員でございます。

(君国委員)

よろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の坂ノ井委員でございます。

(坂ノ井委員)

坂ノ井でございます。よろしく申し上げます。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員 下村委員でございます。

(下村太郎委員)

よろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員 三島委員でございます。

(三島委員)

よろしく申し上げます。

(建設部長)

続きまして、柳井警察署長 山根委員でございますが、本日は代理として、山角副署長さんにお越しいただいております。

(山根委員代理)

山角でございます。よろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井土木建築事務所長の坂本委員でございます。

(坂本委員)

坂本です。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井農林水産事務所長 桂委員でございます。

(桂委員)

桂です。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市母子保健推進協議会の中原委員でございます。

(中原委員)

中原です。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井商工会議所女性会 福田委員でございます。

(福田委員)

福田でございます。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

柳井市都市計画審議会委員は、以上の15名で構成されております。

ここで、会議の定足数につきましてご報告いたします。柳井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会の開催に委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、15名中、14名の出席をいただいておりますことをご報告いたします。

続きまして、議事次第の3、会長選出に移りたいと存じます。会長の選出方法につきましては、審議会条例第4条第1項の規定により、会長は1号委員、学識経験者のうちから委員の選挙によってこれを定めることとされています。

また、審議会運営規則第2条第2項におきましては、委員の皆様にご異議がない場合、指名推薦の方法により選出することも定められております。

事務局といたしましては、皆様にご異議がないようございましたら、これまでと同様に、指名推薦の方法により選出できればと考えておりますが、どなたかご推薦いただけません

でしょうか。

(三島委員)

はい。(挙手)

(建設部長)

三島委員。

(三島委員)

私は、長年に渡って都市計画審議会の会長を務めていらっしゃる、経験豊富な下村涉さんを推薦したいと思います。

(建設部長)

只今、三島委員さんから、1号委員の下村委員さんを会長に、というご推薦がございましたが、皆様方いかがでしょうか。

(全員拍手)

(建設部長)

ありがとうございます。皆様方、ご異議がないようでございますので、柳井市都市計画審議会の会長は、引き続き下村渉委員さんをお願いしたいと存じます。

下村会長さんには、ご挨拶をいただいた後、議長として会議の進行をお願いしたいと存じます。それでは会長さん、会長席にご移動をお願いします

(下村会長)

ただいま、委員の皆様方からご推薦をいただきまして、柳井市都市計画審議会の会長に就任させていただきました下村です。甚だ微力ではございますが、与えられた大役でございます。精一杯努めさせていただきます。当審議会が委員の皆様方のご協力によりまして、円滑に進行するようお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

(全員拍手)

(下村会長)

最初に、会長職務代理者の件でございますが、審議会条例第4条第3項の規定により、会長の私から職務代理者を指名させていただきます。

職務代理者としては、これまでもお務めいただいております榎本委員さんに引き続きお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(全員拍手)

(下村会長)

ありがとうございます。続きまして、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。2号委員から君国委員さん、3号委員から坂本委員さんをお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事の審議に入りたいと存じます。本日の諮問案件は、1件でございます。柳井都市計画下水道の変更でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(下水道課長)

下水道課の酒井と申します。本日は、よろしくをお願いいたします。それでは、座らせていただきまして、議案について説明させていただきます。

お手元の議案書と、本日お配りしております柳井市都市計画審議会、柳井都市計画下水道の変更というパワーポイント冊子、こちらはスクリーンにも出ますので、議案書とスクリーンの両方を参照されながらお願いします。

議案書は1ページでございます。議案第1号、柳井都市計画下水道の変更について、でございます。

まず、現在の計画をご説明します。名称は柳井市公共下水道、排水区域として、汚水、雨水ともに面積約744ha、下水管渠といたしまして、分流式污水管渠、浄化センターの放流渠、議案書では、2ページとなりまして、その他の施設といたしまして、雨水ポンプ場5箇所、浄化センター1箇所、遊水池3箇所でございます。

次に、この度の変更内容についてです。議案書6ページの新旧対照表をご参照ください。

排水区域のうち、汚水排水区域の面積を約262ha縮小いたしまして、約744haから、約482haとするものでございます。雨水排水区域の変更は、今回ございません。

続きまして、この度の変更に至る理由及び経緯について説明します。議案書は3ページになります。

公共下水道を取り巻く状況は、雨水排水等の下水道事業の費用の増大、人口減少による使用料収入減に関連する厳しい財政状況、施設の老朽化に起因する改築更新事業への移行、国の方針である下水道整備の早期概成の実現、また、早期の概成が見込めない場合は、計画区域の縮小を求めてきている等、大変厳しい状況となっております。

このような状況で、持続可能な行政サービスを提供するためには、新規の未普及対策事業の更なる充実・促進は困難であり、下水道全体計画区域の見直しが必要であると判断しました。

また、下水道計画区域を縮小した場合の課題として、公共下水道の汚水処理計画区域から外れて、個別処理となる方の汚水処理施設の整備があります。

この課題解消のためには、下水道に代わる施設である合併浄化槽による整備の促進をし

ていかなければなりません。

下水道計画区域を縮小するという方向性の中で、各種汚水処理施設の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要となります。スクリーンをご覧ください。

家屋が密集している区域は下水道による集合処理が有効となり、家屋がまばらな区域や、自然流下を基本とする排水のため、土地の高低差や水路等、物理的に障害がある場合で、下水道管を布設することが困難な場合や、方法がない場合等は、合併処理浄化槽による個別処理が必然となってきます。

左側の図にありますように、建設費と維持管理を合わせたトータルコストで集合処理と個別処理を比較した場合に、経済性が逆転する「均衡点」、すなわち家屋間限界距離を求め、今後集合処理による整備を進めていく区域と、個別処理を進めていく区域を検討しました。

こちらの図が、集合処理と個別処理の経済性を主に、比較検討した結果となります。灰色に着色された部分が整備済区域、ピンク色で着色された区域は、集合処理が有利と認められた区域で、今後も下水道を整備する区域となります。

えんじ色の着色区域につきましては、個別処理の方が有利と認められた区域です。

今回の見直しにより計画区域外の区域となり、合併処理浄化槽による汚水処理区域となります。

下水道の整備計画として今後10年は、年間約1.8億円の汚水管渠整備を予定していません。

新たな雨水ポンプ場や雨水幹線の整備、老朽化した汚水処理場の修繕や更新費用が必要となってきており、汚水管渠の整備費の増は難しいと考えられます。

この図のように見直しを行いますと、見直し後の整備進捗率は88%となり、令和8年度で約91%となり、国県が求める令和8年度末の95%の整備率には届きませんが、中期目標の令和12年度で約97%を目指し、令和27年度には、汚水管渠の整備を完了する計画としています。

以上の検討結果を基に、柳井市汚水処理施設整備構想の見直しのため、令和3年7月から12月にかけて柳井市下水道事業検討委員会を4回にかけて開催しました。

検討委員会での意見を基に、柳井市汚水処理施設整備構想の見直し案を作成し、主に見直し区域となる自治会等を対象として、説明会を開催しました。

県の汚水処理施設整備構想は、令和4年度に策定されるため、市の構想について、県と事前の協議を経て、令和4年8月に新しい柳井市汚水処理施設整備構想の公表に至ったところ です。

公共下水道は、都市計画法上の都市施設の一つとなっており、道路や公園とともに下水道に関する都市計画を必ず定めるものとされております。

今回、柳井市汚水処理施設整備構想の見直しに基づき、公共下水道から合併浄化槽での整備に変更となった区域について、都市計画法上の区域の変更手続を行う必要があります。

都市計画法に定める下水道排水区域は、汚水と雨水排水区域の2種類があります。

まず、汚水排水区域についてです。議案書の4ページと、併せてスクリーンをご覧ください

い。

現在、都市計画決定されている汚水排水区域は約744haで、スクリーンの図の黄色と緑色で塗られた区域となります。

今回の変更で、緑色の部分は既に下水道が整備されている区域及び今後も下水道を整備する予定の区域となります。

黄色の部分が、今後は合併浄化槽により処理する区域となり、都市計画決定区域から除外されます。

赤色の部分は、元々都市計画決定区域外でしたが、企業の進出等に伴い、既に区域外流入により下水道が整備された区域のため、今回の変更により都市計画決定区域内となります。

次に雨水排水区域です。議案書では5ページです。

雨水排水区域につきましては、国において流域治水や内水ハザード等の各種計画策定を求めてきており、現在、柳井市では、雨水ポンプ場の建設や、雨水幹線整備に取り組んでおり、これらの計画の策定や施策の後に、精査していく形で検討してくため、今回は、汚水排水区域の早期概成に関する変更のみとし、雨水排水区域の変更は行いません。

次に、本日までの都市計画手続の経緯についてご説明いたします。

都市計画法に基づく山口県との事前協議が、令和4年9月に終了し、素案の縦覧、意見公述の申出の受付を昨年10月20日から11月2日まで実施してまいりました。

また、変更の素案に関する説明会を10月25日に開催しております。

結果、縦覧者、公述の申出なしということで、公聴会の開催はありませんでした。

その後、都市計画法に基づく案の縦覧を12月13日から2週間実施いたしまして、縦覧者なし、意見書の提出もなしで、本日の柳井市都市計画審議会に下水道変更についてお諮りしているものです。

今後の予定といたしましては、本審議会で答申を受けますれば、県知事への協議申出、その後都市計画決定の告示となります。

その後、下水道法の事業計画の策定及び都市計画法の事業認可変更の手続をしてまいります。

次に、下水道整備の代替施設となる合併処理浄化槽での整備について説明します。

快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全に資するため、国土交通省の公共下水道、農水省の集落排水、環境省の合併処理浄化槽設置等、複合的な施策により進めていくという国の施策推進の観点から、現在、都市計画法で決定されている全体排水区域744haの中で、下水道法により事業認可を受けている事業計画区域は約556haですが、今回の見直しにより事業計画区域外となり個別処理となる約74haの方々に対して、公共下水道に代わる汚水処理施設の未普及対策として、合併処理浄化槽の設置にかかる費用の補助金の上乗せを行うこととしました。

具体的には、事業計画区域外となる一般住宅の方が、汲み取り便所や単独浄化槽から、合併処理浄化槽へ設置替する場合において、従来の合併浄化槽設置補助金に加えて、補助金を上乗せするものです。

従来では、合併処理浄化槽の設置費に対して約40%補助、5人槽で補助額33.2万円としていたものを、補助金上乘せ後は、倍額の補助として約80%補助とし、5人槽設置の場合、補助限度額は66.4万円となります。

最後に、汚水処理構想見直しの際の地元説明会においていただきました主な意見、質問についてご紹介します。

まず、下水道を整備する区域と、見直しによって計画区域外になる区域の線引きについて教えて欲しい、とのご意見がありました。

区域の線引きについては、集落ごとに区域分けを行い、当該区域の下水道施設整備に係る経費を算出した場合、その区域が下水道を整備し接続処理する方が有利なのか、合併処理浄化槽の整備による処理が有利となるのかを経済比較して決定いたしました。

次に、経済比較の際、既に合併浄化槽を設置している家の取扱いについてはどうしているのか、とのご質問がありました。

現在、合併浄化槽を設置しておられる住宅は、適切に汚水の処理がなされており、引き続き使用されると考えられるため、合併浄化槽の建設費は見込まずに経済比較をしております。

次に、区域外となる予定だが、現在の浄化槽を更新する時期となっているが、更新に対する補助はあるのか、とのご質問がありました。

合併浄化槽設置に対する補助金は、適切な汚水処理を促進するためのものでありまして、汲み取り便槽及び単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合に補助することとしておりますので、合併処理浄化槽の更新に対する補助はありません。

また、事業計画区域外の合併浄化槽について補助はあるのか、とのご質問がありました。

下水道事業認可区域外については、これまでと同様に国の補助制度の適用が受けられません。

次に、下水道を整備する区域であるが、家の前の道が公道でない場合は下水道を整備してもらえるのか、とのご質問がありました。

こちらにつきましては、下水道管を埋設する道路の土地所有者の同意があれば整備が可能ですが、将来継続して下水道施設を保持する必要があるため、当該土地に対して、分筆、地上権設定登記等の手続きを行う必要があることを説明しております。

柳井都市計画下水道の変更についての説明は以上でございます。

(下村会長)

ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第1号につきまして、ご質疑がありましたらよろしくお願いたします。

はい、三島委員。

(三島委員)

この下水道の問題は、議員になって17年ですけれども、随分前から柳井市の財政を圧迫していたことと、工事が難しい街中であるとか、推進工法でいったりとかあるが、なぜこれだけ遅れたのか教えてください。もっと早く出来なかったのかどうか。

(下村会長)

ご担当の方でよろしく申し上げます。

(下水道課長)

先ほどの市長の挨拶でもありましたように、柳井市の公共下水道事業としては他の都市と比べて20年、30年遅く開始されております。

柳井市の地形的な特徴といたしましても、高低差の無い平地が市街地で、地盤が柔らかいということもございまして、工事の方がなかなか進まないというのがあります。

身の丈に合ったと申しますか、一年間かけられる事業量というか額というのは、なかなか充てることは出来ないというのもございまして。

なぜかと申しますと、どちらかという公共下水道には雨水と汚水と両方の事業を推進していくという使命がございまして、柳井市におきましては低地で自然排水がなかなか難しいというところもございまして、雨水排水の方の事業に注力してやっております。

最初が古開作ポンプ場、宮本ポンプ場と建設してまいりまして、今現在は東土穂石ポンプ場を建設しております。

こちらの方はかなりの事業費を喰っておりますし、ポンプ場を造っただけでは雨は排出されませんので、雨水幹線の事業の方をこれから推進していく必要がございまして。

そういったこともあり、なかなか汚水事業の方に費用を割っていくことが難しかったという経緯もございまして。以上でございまして。

(下村会長)

ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

特にご意見等が無いようでしたら採決に入りたいと存じますがよろしいでしょうか。

それでは、議案第1号につきまして承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(下村会長)

全員賛成でございまして。

議案は出席委員の過半数をもって決することになっておりますので、議案第1号は承認されました。

承認されました議案につきましては、市長さん宛に速やかに答申することといたします。

それでは続いて、報告事項に移ります。

報告事項の、柳井市都市計画マスタープランの改定と、柳井都市計画用途地域の変更の2つについて、事務局から一括して説明をお願いします。

(都市計画・建築課長)

都市計画・建築課の磯部と申します。

この度の報告事項につきましては、柳井市都市計画マスタープランの改定及び柳井都市計画用途地域の変更の2件について一括してご説明させていただきます。着座して説明させていただきます。

それでは2ページをお願いします。

都市計画マスタープランは、都市計画法の『市町村の都市計画に関する基本的な方針』のことで、柳井市総合計画の部門別計画として位置づけられています。

おおむね20年後の柳井市の将来像を見定め、市民と行政が協働しながら、その実現に向けてまちづくりを進めていくための指針を示すものです。

3ページをお願いします。

現行の都市計画マスタープランは、平成21年に策定しておりますが、人口減少や少子化・高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、災害リスクの顕在化、関連する諸法令、各種計画の策定・改定等、本市を取り巻く社会情勢は策定当時から大きく変化しておりますので、令和5年度にマスタープランの改定を予定しています。

基準年次を、国勢調査の実施年である令和2年とし、その20年後の令和22年度を目標年次といたします。

対象範囲は、柳井市全域といたします。

4ページをお願いします。

都市計画マスタープランは、柳井市の現況と課題、都市づくりの理念と目標、都市づくりの方針(全体構想)、地域づくりの方針(地域別構想)、計画の推進に向けての5章で構成する予定としております。

5ページをお願いします。

都市づくりの方針(全体構想)では、土地利用の方針、市街地整備の方針、道路や公園、下水道などの都市施設整備の方針、自然的環境の整備・保全の方針、景観形成の方針、都市防災の方針を定める予定としています。

6ページをお願いします。

地域づくりの方針(地域別構想)では、将来都市像の実現を目指し、市民に身近な地域単位で地域づくりの方針を示します。

地域の単位は、市内を9つの地域に分け、地域づくりの方針を示す予定です。

7ページをお願いします。

今後20年間では、世帯数の大幅な減少と、それに伴う空き地、空き家、空き店舗・事業所の大幅な増加、市街地のスポンジ化(低密度化)、道路、下水道など各種インフラの更新

時期の到来が想定されます。また、気象災害、地震被害の頻発化も想定され、それを見据えて改定する予定としております。

8ページをお願いします。

今後のスケジュールですが、令和5年春頃に住民との意見交換会、同年夏頃にパブリックコメント・住民説明会・公聴会、同年秋頃に都市計画審議会にて審議いただく予定としております。

次に、柳井都市計画用途地域の変更について説明いたします。

10ページをお願いします。

柳井都市計画の用途地域は、都市計画法により用途地域の種類が増えたために、平成8年に大きな変更をしております。

それから27年が経過し、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、市街地全体の中で整合性の取れていない区域について、用途地域の見直しを行う予定です。

令和2年9月に柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）が変更され、それを受け、令和5年度に柳井市都市計画マスタープランの改定を行う予定です。

令和4年3月に柳井市立地適正化計画を作成し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めました。将来にわたって持続可能な市街地にしていくため、この制度との整合を図る予定としております。

11ページをお願いします。

都市計画運用指針では、用途地域の見直しを検討すべき場合として、このページにあります4項目が例示されております。

12ページをお願いします。

用途地域の設定に関する基本的考え方は、次のとおりとされております。今回の用途地域見直しは、この都市計画運用指針に基づき行う予定としております。

13ページをお願いします。

本市では、用途地域見直しの方針として、次の4項目としたいと考えております。

まず、①上位計画に基づくものでございます。

令和2年9月の都市計画区域マスタープラン変更、令和4年3月の立地適正化計画作成、令和5年度に予定している都市計画マスタープラン改定に基づき、計画的な土地利用を図るため、用途地域の見直しを行います。

次に、②都市計画道路の廃止に伴うものでございます。

令和3年8月に作成した柳井市都市計画道路の見直し方針に基づき、昨年度から都市計画道路の変更、廃止を行っているところです。都市計画道路の変更、廃止に伴う整合性を図るため、用途地域に係る境界の整理を行います。

14ページをお願いします。

③面的整備事業等に対応するものでございます。

本市の主要プロジェクトの一つである柳井商業高等学校跡地利活用事業の進捗に伴い、当該エリアにおける目指すべき市街地像に変更が生じることから、新たな市街地像に対応した用途地域に変更します。

④実態との整合を図るものがございます。

土地利用動向の変化により実態に即していないエリアの用途地域を見直すほか、用途地域に係る境界のうち道路改良、河川改修や宅地開発、地籍調査の実施などにより現況との不整合が見られる箇所を対象とした局所的な見直しを行います。

15ページをお願いします。

用途地域の変更を予定している主要な箇所を、図面にてお示ししております。

① 上位計画に基づくものとしては、南町四丁目・五丁目地区で、ゆめタウン等の各種大型店が立地している地域です。現在工業地域に指定されておりますが、この地域の準工業地域への変更を予定しています。

②都市計画道路の廃止に伴うものとしては、昨年都市計画審議会にて審議いただいた向地線、土穂石線において、都市計画道路の廃止により、都市計画道路を基準とした用途地域界の根拠がなくなりましたので、この沿線での変更を予定しております。

③面的整備事業等に対応するものとしては、柳井商業高等学校跡地を含む一帯において、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域へ変更を予定しております。

④実態との整合を図るものは、全域を対象として、現地の状況を踏まえ変更していきます。

16ページをお願いします。

今後のスケジュールですが、本年春頃住民との意見交換会や、県への事前協議を予定しております。

夏頃住民説明会、公聴会、案の縦覧を予定し、秋頃都市計画審議会にて審議を予定しております。以上でございます。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました2つの報告につきまして、ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

君国委員さん。

(君国委員)

私も78になりまして、何年生きれるか分からんけれども、完成する頃には20年かかるんじゃないかということで、もう少しスケジュール、テンポを早めていただいて、早く実行計画なんかも起こしていただくように、まあこれはお願いでございますが、行政のテンポは遅いのもうちょっと早め早めに、そして住民の方の理解を求めるということも必要じゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(下村会長)

事務局の方でご回答よろしく願いいたします。

(都市計画・建築課長)

この度、来年度マスタープラン、都市計画でいえば上位計画になりますが、マスタープランを策定して明確な将来像をマスタープランで描きながら、各種事業についても、委員さん仰るとおりなかなか進まない事業もございますが、地元の方と協議や協働しながら事業を進めて、早期に完成するよう行っていきたいと考えています。

(下村会長)

どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。
質疑はありませんか。

(村上委員)

山口大学の村上ですけれども、都市計画マスタープランの改定について大変重要なことだと思うんですけれども、只今の説明ですとどういう手順で進めていくかということは理解できるんですけれども、多くの地域で課題となっている少子化、空き家が増えている、空き地が増えていく中、どうやってこの地域が元気に難局に向かっていくのかとか、この地域の強みを活かし弱みを和らげていくような、作戦というのがどうも見え難かったように思うので、折角のこの機会、会議ですから、その辺についての思いですとか、多少なりとも説明いただくとか、参加されている委員の皆さんと意見を二三伺った方がいいのではないかと思います。

(下村会長)

ありがとうございました。事務局の方で今の村上委員さんのご回答、並びに皆さん積極的なご発言を、というようなことでございましたがよろしく願いします。事務局の方から。

(都市計画・建築課長)

今回のマスタープランの策定については、まず全体構想というのがございまして、またそれとは別に地域別構想というのがあります。

地域別構想については、これまでいろいろな計画の中で住民アンケートとか、市の方で作成している夢プランというのがございますが、その辺も利用しつつ、できるだけ住民の方々のご意見を反映するよう、各自治会等に入りまして、住民説明会やパブリックコメント等において多くの意見を聴く場を設けたいと考えております。それで今回の都市計画マスタープランに市民の方々のご意見を反映したいと考えております。

(下村会長)

ありがとうございました。

三島委員さん、どうぞ。

(三島委員)

今、夢プランという話がありましたが、夢プランは県事業ですよ。

(建設部長)

只今事務局が申しあげました夢プランにつきましては、県の方針のもとに、柳井市でも各地区、旧町村単位で取り組んでいる、いわゆる地域の活性化、地域のコミュニティに資するような取組を、地域の皆さんで話し合っていていただいて、それを夢プランという形で取りまとめている取組でございます。

市内でも、平郡あるいは日積を皮切りに、各地区で順次夢プランの策定と、それに基づいた各種施策の実行を進めているところでございます。

都市計画でいうと、どちらかというと中心市街地、街中の健全な発展についてどういうふうに規制誘導していくかということに主眼を置いてまいりましたが、柳井市のような都市構造を考えた時に、やはり中心市街地とそれぞれの郊外、各地区それぞれ旧町村の成り立ちの経緯も踏まえて、市街地部と郊外部がそれぞれ連携した形でまちづくりを行っていくべきであろうということで、各地区での夢プランの取組に対して、都市計画としてどのような整合を図っていく必要があるのか、そうしたところを今回のマスタープランでもきちんと位置づけをさせていただきたいと考えております。

補足になりますけれども、資料の中で7ページに今後20年間に想定される課題ということで、今事務局として、柳井市として想定される課題、都市計画上の課題を記載させていただいております。

今後こういった課題をどういうふうに柳井市として取り組んでいくかということについて、先ほど事務局が申しあげました、各地区、各住民の皆さまのご意見をいただくようになりますし、市議会に対しましてもいろいろご意見をいただく場を設けたいと考えております。

例えば、空き地空き家の問題、市街地の低密度化ということは本市に限らず、全国的な課題でございます。抜本的な解決は難しい中で、本市としてどういったところに力点を置いてやっていけばいいのか、そういったところをご意見としていただきたいと思いますし、道路、下水道など、各インフラの事柄につきましても、先ほど下水道の議案説明の中にもありましたように、今後は汚水処理施設については個別の合併浄化槽をお願いするとして、一方で今の雨の降り方、異常気象によります水害等を考えますと、公共下水道事業を雨水の排水対策に重点を置いていくべきなんだろうと思います。

そういったところも住民の皆さん、あるいは議会の皆さまのご意見もいただいて、どこに重きを置いていくか、そういったところもマスタープランの中に位置付けていきたいと考えています。

災害の話になりましたけれども、昨年度作成しました立地適正化計画におきましても、防

災指針という形で、特に都市防災は大事でございます。災害対策としましては、住民の皆さんからいろいろなご意見をお寄せいただいておりますが、ハード面とソフト面で、中々ハード面には限界がございます。やはり力を入れていくべきはソフト対策なんだろうと思います。特にソフト対策についてはいろいろご意見があろうかと思えます。折角の機会でございます。そういったところも含めて、委員の皆さんのご意見をいただければと思っております。お気付きでも結構ですのでよろしくお願い致します。

(下村会長)

ありがとうございます。 三島委員さん。

(三島委員)

今後20年間に想定される、と書いてあるんですけども、既に現在の課題と言ってもいいようなところが多いですね。それを20年もかけるというのはちょっと長すぎるような気がするんですがその辺はいかがでしょうか。

(下村会長)

事務局の方から回答をお願いします。

(建設部長)

誤解のある表現だったかもしれませんが、今後20年間というのは、マスタープランの目標年次をおおむね20年先を見据えてということで、三島委員さん仰るように、既に起きている事象、世帯数の減少もそうですし、空き地空き家の問題も既に起きている事柄ではございますが、今後20年間においては更に今までの減少のスピードが加速化していく、そういった意味で、世帯数の大幅な減少、空き地空き家については大幅な増加、というふうに表記させていただいております。

今日、数字をもって詳しくご説明出来ませんが、また今後、いろいろな説明会なり議会の委員会におきましてはその辺りの資料もお示ししながら、ご意見をいただいております。

(下村会長)

三島委員さん、どうぞ。

(三島委員)

20年先の現象をいろいろ書いてありますが、これを予測するだけなのか、予測をして何か手を打つのか、空き地空き家、空き店舗などの減少を予測するだけか、立てた計画に対して市として何らかの手を打っていくのか、というところはどうか。

(建設部長)

特に、空き地空き家の問題につきましては、現在の取組としては、いわゆる特定空き家、危険空き家について、場当たりのなという言い方をすれば語弊があるかもしれませんが、起きた事象に対して危険な空き家について、管理者あるいは所有者に対して解体、あるいは適正な管理をお願いしているという取組でございます。

さらには、そういう危険空き家に至らないように、その前段の段階で適正な管理をお願いしていくとか、そういうことも取り組んでおりますが、今後は空き地空き家の有効活用と言いますか、どういった形で活用ができるのか、そういったところも含めた形での取組を考えていければというふうに思っております。

具体的にお示しできる段階ではございませんが、そういったことも含めて皆様方のご意見もいただければ、というところでございます。

(下村会長)

ありがとうございました。岩田委員さん。

(岩田委員)

11ページなんですが、都市生活を支える施設整備とあるんですが、これは医院とかスーパーとかが重要になってくると思います。今、駅の北側にはこういったところが少なく、スーパーとか特に無いんですけども、これをどういうふうに整備して誘導していくか、空き家は所々にあるんですが、一定の広さの土地というのが要すると思うんですが、こういったのはどのように考えておられるのかというのをちょっと伺いたいのですが。

(下村会長)

ご回答をよろしく願いいたします。

(建設部長)

今、委員さんお尋ねのございました、計画的な土地利用、特に昔からの市街地である北側にはご指摘のとおりスーパーとか店舗は、従来に比べますとかなり減って、どちらかと言いますと、駅の南側あるいは郊外に、車が無いとなかなか行くことができない、利用することができないといった、市街地の形態になっておろうかと思っております。

特に、よくご意見としていただきますのは公共交通、車が無いと使えないような市街地の形にあって、どういうふうに公共交通も利用しながら利便性を高めていくのか、柳井市の場合バス、タクシー、いろいろな公共交通がある中で、福祉施策の一環で、高齢者お出かけサポートの取組を進めたりしておりますが、都市計画の観点で申し上げますと、少し自転車も利用しやすいような道路環境を整えていくとか、駅の北側にどういうふうな形で店舗、事業所を誘導していくのか、そういったところの仕組みを考えていかないといけないのかなというところでございます。なかなかいろいろな行政分野がある中で、都市計画としてどうあ

るべきかというところは少し工夫が必要なのかなと思います。

(岩田委員)

例えばですね、空き家が所々空いたりしているんですが、それを1、2軒だけ残ったとなった時に、どちらかに移っていただいてある程度の広さを確保するとか、そういったことも考えられるんですか。

(建設部長)

一番悩ましいのは、駅の北側、昔からの市街地で言いますと山根、新天地、天神辺りといった所は昔からの街中ということで、道路が狭かったり、敷地が今の時代に比べますと狭小であったりということで、なかなか思うように建替えが進まずに、空き地になったり空き家のまま存在したりというような形で、それがそのまま先ほど言いました市街地の低密度化ということになっているんだろうと思いますが、あの辺りの市街地の在り方についても、例えばもう少し道を共同で拓げて敷地を共用化して車が出入りできるような宅地の更新、そういったものが必要なんだろうと思います。なかなかこれを全て行政が誘導してということは難しいのかもしれませんが、そういったところも工夫していければというふうに考えております。

(下村会長)

ありがとうございました。それでは有近委員さん。

(有近委員)

ありがとうございます。本当に今、街中で空洞化が生じていますけれども、道路が狭いことにも良いところもいっぱいあって、歩いて暮らせる街づくりということで、高齢者や障がい者や子ども達が安心して歩ける、道路が狭いからこそ車ですね、車の通行がし難かったり、数が少なくて済む、飛ばさないでくれたりとか、良いところもありますので、しっかり慎重に検討していただきたいと思いますし、これは市長さんにも皆様にも市民の方々にも、また県議会でも取り上げたことでありますけれども、内閣府もモデルとして生涯活躍のまちづくり、人生百年時代というので、障害福祉を軸に空き家対策をしている事例もありまして、いわゆるごちゃまぜのまちづくりを取り上げていますけれども、こういったものと、観光だけでなく地域の人が地域で賑わいを持てる、場所と役割を持てる、そういった街づくりというのを是非審議会の皆さまにもご理解いただきたい、応援していただきたいと思って、あらためてここで提言させていただきます。

(下村会長)

ありがとうございました。村上委員さん。

(村上委員)

移動の仕方ということで、公共交通がなかなか存続し難い、車がある方はどうしても車になってしまい、車が便利だとバスや電車を待ち難いということはよく分かるんですけども、もう一つの移動手段として自転車の利用ということがありまして、高校生は通学にかなり使われているし、車をそろそろ運転するのは止めておこうかなと思ったときに、バスはあるけれども電動アシスト自転車とかいうのも使いやすくなってきて利用もしやすいと思うので、柳井市として自転車活用推進計画を策定される計画とか、それに対する思いとか何かありましたらお聞きしたいのと、観光客も車で来るばかりじゃなくて、これだけ電車も本数があり、広島からも近いという状況の中で、駅を降りてちょっとシェアサイクルなんかを使って街を廻ると、フラワーランドとかも気軽に訪ねたり、半島の方とかもツーリングできたりするんじゃないかなと、そういう魅力を沢山秘めている地域だと思うので、自転車の日常の買い物とか通勤とかの利用もあるし、高校生にとっても利用があるし、観光客も使いやすいような計画は是非策定されたらどうかなと。その時に、道路もやっぱりちょっとずつ変えていただきたい。ナビマークとかを入れて、速度を40を30に、30を25に落とすなり、一方通行を入れるなりしたら、自転車も安全に車と共存できるんじゃないか、そういう街づくりを考えていただけたらいいなと思っております。

(建設部長)

自転車に関するご意見をいただきました。ありがとうございます。

自転車交通については非常に大事な取組なんだろうと考えております。一つ思いますのは、本市の市街地の道路環境を見ますと、なかなか歩行者あるいは自転車が快適に通行できないような道路事情なのかなというところを率直に思っております。先ほどの有近委員さんのご意見にもありましたとおり、狭い道路こそ価値があるというか、良いところがあるというお話もございました。これまでは狭い道を拓けていく、そこで車を通行させて、それで交通安全に寄与するというような取組だったかと思いますが、今後はやたらと道を拓げるということではなくて、むしろ車道を狭めて、でも自転車あるいは歩行者の方が快適に通行できるような仕組み、そこはお金を掛けずにソフト面で通行帯をきちんと色分けするとか、そういったことも都市計画の観点としては必要なのではないかなというふうに考えております。

特に、高齢者が多くなる中で、シルバーカーを利用される方、高齢者の中でも元気で街中を歩かれている方も沢山いらっしゃいます。そういった方が自動車、車の通行を気にせずにご利用できるような道路環境については、工夫が必要なのかと思っております。

自転車の活用推進計画のお話もございました。本市の自治体の規模で独立した計画として立てる必要があるかどうかは別としまして、このマスタープランの中にきちんとそういったことを位置付けるというやり方があるんだろうと思います。その辺りは少し議論を重ねた上で、できるだけそういった自転車利用あるいは公共交通の利用の在り方について、都市計画の観点できちんと整理ができればというふうに考えております。また今後いろいろ

なご意見もいただきながら、マスタープランの中身について整理ができればと考えております。ありがとうございます。

(下村会長)

他にないですか。よろしいですか。下村委員さん。

(下村太郎委員)

これからですね、この都市計画マスタープランを改定されていくスタートというか、これから住民の皆さんのご意見をいろいろ聴取される、というような理解をしておるのですが、意見というので申しますと、7ページにもあります今後20年間に想定される課題というところで、市街地のスポンジ化、低密度化ということも課題というか懸念されるところだと思っておるのですが、それ以上に中山間地域の活力あるいはコミュニティをどう維持していくのかということも非常に重要になってくるというように思いますし、今後地域づくりの方針というところで、住民の皆さんからのご意見を頂戴することもあるかと思しますので、その辺りもまたしっかりと受け止めてマスタープランの計画に落とし込んでいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(下村会長)

ありがとうございました。何か事務局の方からありますか。よろしいでしょうか。

その他ございませんでしょうか。無いようでしたら本日の議事は以上ということにさせていただきます。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、ご提言なりありましたら挙手をお願いします。ございませんでしょうか。

特にご意見が無いようですので、以上で審議を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(建設部長)

どうもありがとうございました。これをもちまして柳井市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆さま方、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。